

栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会の会議の  
公開等に関する取扱要領

(令和4年4月26日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、秦野市伊勢原市環境衛生組合栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会設置要綱（令和4年4月7日施行）第8条の規定により、栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の会議及び議事録の公開について必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 2 委員会の会議は公開を原則とし、公開方法は傍聴によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 会議を公開することで、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- (2) 会議を公開することで、法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

(非公開の決定方法)

- 3 前項の規定により非公開とする場合は、委員長が委員会の会議に諮って決定する。

(会議開催の周知)

- 4 会議の期日等については、開催日の1週間前までに秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）のホームページに掲載する。

(傍聴人の決定等)

- 5 委員会の傍聴方法等については、次のとおりとする。

- (1) 傍聴人の定員は、10名以内とする。ただし、参加事業者が行うプレゼンテーションの傍聴人の定員は、20名以内とする。
- (2) 傍聴申出は、受付にて住所、氏名を記入することとし、委員会の開催日に所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切る。
- (3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選(くじ引き)により決定する。
- (4) 傍聴人には、傍聴券(別紙様式)交付し、会議資料を配布する。ただし、傍聴券及び会議資料は退場時に返還する。

(入場制限)

6 次の者は、会議場に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(3) プレゼンテーションを行う参加事業者以外の参加事業者及びその関係者

(傍聴人の守るべき事項)

7 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしてはならない。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の不許可)

8 傍聴人は、会議場において、写真、ビデオ撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会議場の秩序維持)

9 委員長は、傍聴人がこの要領に反し、その指示に従わない場合は、その傍聴人を退場させることができる。

(議事録の公開)

10 委員会の会議の議事録は公開とする。ただし、発言者の氏名を省略した会議要旨とし、出席委員全員の承認を得た後、二市組合のホームページに掲載する。

(委任)

11 この要領に定めるもののほか、委員会の会議及び議事録の公開について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行し、秦野市伊勢原市環境衛生組合栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会設置要綱（令和4年4月7日施行）が無効となったとき、その効力を失う。

No. \_\_\_\_\_

委 員 会 傍 聴 券

栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会

◎ この傍聴券及び会議資料は、退出の際に御返却ください。

1 傍聴中は、次の点に御注意ください。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (2) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てないでください。
- (3) 会議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。

2 傍聴される方は、委員長及び係員の指示に従ってください。

3 会議終了後は、直ちに退出してください。